

日本放送協会平成20年度業務報告書
に添える監査委員会の意見書

放送法第38条第1項に基づき、日本放送協会平成20年度業務報告書
に添える当監査委員会の意見は、次のとおりである。

平成21年6月23日

日本放送協会監査委員会

監査委員（常勤） 井原 理代

監査委員 岩崎 芳史

監査委員 小林 英明

(序文)

平成20年4月に日本放送協会（以下、「協会」という。）のガバナンスの強化を盛り込んだ改正放送法が施行されたことにより、監査委員会が設置された。監査委員会の責務は、放送法第23条の4により役員職務の執行を監査することと定められている。

監査委員会は、協会のガバナンス強化という放送法改正の趣旨のもと、定められた責務を果たすべく、放送法、協会の定款及び監査委員会規程に則り、20年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）における重点監査項目等を定め、監査を実施した。

本意見書は、まず監査方法及びその内容を記載し、それに基づく監査結果を、業務報告書、役員職務執行、及び内部統制にまとめ意見を示す。あわせて、監査結果に影響するものではないが、監査実施の過程で認識した付記事項を記す。

I 監査の方法及びその内容

I-1. 監査の方法

監査委員会は、放送法第14条第1項第1号ハに掲げる事項に関する経営委員会議決の内容並びに当該議決に基づき整備されている体制（内部統制）の状況について監視及び検証し、かつ監査委員会規程第3条第2項第3号に基づき、重点監査項目等を定め、監査を実施した。当該重点監査項目は、「① 内部監査のあり方を検討する ② 内部統制システムの有効性を検討する ③ 随意契約の見直しが適正に行われるように監査する ④ 四半期業務報告の適正性・妥当性を監査す

る」である。

重点監査項目等に従い、監査委員会は、内部監査室から事前に内部監査の方針、計画、方法の報告を受け、監査の結果を随時徴収した。監査の結果によってはフォロー監査を求め、その結果の説明を受けるなど、内部監査室と機動的かつ効果的な連携を図った。また、放送法の改正により報告が義務づけられた四半期業務報告を査閲し、3か月ごとに部局長等に業務運営の状況について説明を求めた。

監査委員会は、重要な会議（経営委員会、理事会、役員会、リスクマネジメント委員会等）に出席し、議事録を閲覧するとともに、会長との意見交換により、執行部の職務執行に関する説明を受けた。加えて、本部の部局や地域放送局を視察するなどして監査を実施した。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて総合企画室〔関連事業〕や内部監査室から子会社の事業や調査について徴収した。

平成20年度中、監査委員会は計32回開催され、20年12月21日には、常勤監査委員多賀谷一照が退任し、同月22日に岩崎芳史が非常勤監査委員に任命された。また、21年4月1日に、井原理代が非常勤監査委員から常勤監査委員となった。

I-2. 監査の内容

I-2-1. 内部統制の整備の状況

経営委員会は、放送法第14条第1項第1号ハに規定する内部統制関係事項を、平成20年3月25日に議決した。議決内容は、(1)会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確

保するための体制、(2) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制、(3) 損失の危険の管理に関する体制、(4) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、(5) 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、(6) 協会及びその子会社から成る集団における業務の適正を確保するための体制、(7) 経営委員会の事務局に関する体制 を定めている。

監査委員会は、議決内容が実施されているか、以下の監査を行った。

常勤監査委員は、総合リスク管理室長から月に2回程度リスクマネジメント部門の活動報告を受け、内部統制の進捗状況について確認した。また、監査委員会は、同年20年6月に総合リスク管理室長から報告を徴収し、内部統制の整備のために取り組んでいる協会全体の内部統制の「見える化」作業が進捗していること、ならびに危機管理案件の連絡・対応ルートの整備状況を確認した。同年9月には、総合リスク管理室長から、内部通報制度の利用状況や内容の説明を受け、制度が機能していることを確認した。子会社の内部統制の整備の状況については、担当理事や総合企画室〔関連事業〕局長、子会社の役員から説明を受け、その進捗状況について確認した。

I - 2 - 2. 役員の職務執行の状況

監査委員会は、会長、副会長及び理事（以下、執行部という。）の職務執行の状況、執行部の指示に基づく職員の職務執行の状況について、内部監査室の監査結果の徴収、業務実態の確認・現場視察、懸念事項の調査、新規設備投資の確認、四半期業務報告の査閲等の方法により

以下のように監査した。

(1) 国内放送

四半期業務報告では、国内放送について平成20年度重点事項の「①幅広い世代に親しまれる多彩な番組の編成 ②信頼に応える迅速・的確な報道の充実 ③地域からの情報発信力の強化 ④地球環境など公共的なテーマについての年間を通じた継続的な取り組み ⑤次の世代を担う青少年に向けた教育番組の充実 ⑥人と人々が支えあう“ともに生きる社会”の実現をめざす番組の充実 ⑦ラジオ第1放送の大幅な刷新 ⑧多様なメディアに向けたサービスの展開 ⑨オリンピック・パラリンピック北京大会の放送の実施」の観点を中心に記載されている。監査委員会は、各期の四半期業務報告の査閲に加え、部局長等に説明を求め、制作・放送の現場視察を行うことで、その状況を確認した。

常勤監査委員は、NHKホールで収録された「思い出のメロディー」のリハーサルに立会い、制作担当者に歌謡番組の制作過程について説明を求め、公開番組における制作の流れを確認した。

また、監査委員はドラマ番組の制作過程について担当者に説明を求めるとともに、大河ドラマ「篤姫」のスタジオ収録に立ち会い、セットの再利用など、効率的な制作に向け工夫している状況を確認した。

監査委員会は、20年1月の報道情報システムを悪用した職員による株のインサイダー取引の発覚を受け、再発防止策を確認するために、同年6月にニュースセンターの報道情報システムを視察した。ニュース原稿の管理を徹底するためのシステムの改善状況等について担当者

に説明を求め、システムの改善が進んでいることを確認した。

また、常勤監査委員は、インサイダー取引防止規程が施行された同年7月に、ニュースセンターで報道情報端末を使ったニュースのオーダー作成や制作状況の説明を受け、正午ニュースの放送にも立ち会い、出稿・制作から放送までの間にどのようにニュース原稿が管理されているか、事実関係や表現のチェックがどのように行われているかを確認した。

さらに、監査委員は、同年5月から6月に長野、甲府、水戸、千葉の各放送局を、同年9月から10月に福岡、大分、松山、高松の各放送局を視察し、20年度の地域放送番組編集計画に基づいて、県域や広域に向けた地域放送が行なわれている状況を確認した。

(2) 国際放送

テレビジョン国際放送については、衛星を使用して、邦人向け放送及び外国人向け放送を実施した。外国人向け放送において、平成20年10月に英語による放送を24時間化するとともに、21年2月には英語ニュースを毎正時に編成した。

常勤監査委員は、これに先立ち20年7月、国際放送局長に説明を求め、現状とその課題、今後の国際放送事業の展開について確認した。

また、スタジオ等の整備計画について説明を受け、新設されたスタジオや設備等を視察し、20年度国際放送の放送番組編集の基本計画に基づいて放送が行われていることを確認した。

(3) 営業

営業については、より公平で合理的な受信料体系をめざし、平成20年10月に訪問集金を廃止し、障害者の受信料免除適用範囲を拡大するとともに、21年2月には事業所契約の特例の導入、家族割引の拡大をそれぞれ実施した。

常勤監査委員は、毎月、営業目標と契約収納活動の状況について説明を受け、受信料の収納状況を確認した。20年8月には、営業コールセンターを視察し、業務内容の説明を受け、視聴者の声をモニターすることで、営業現場の視聴者対応状況を確認した。

(4) 視聴者対応と視聴者満足向上活動

放送法の改正により、平成20年4月1日から、会長は、協会に寄せられた苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を、経営委員会に報告することが義務づけられており、視聴者対応報告として経営委員会に報告している。

監査委員会は、視聴者対応報告、視聴者とのふれあいミーティングの状況等について説明を受け、視聴者対応とその報告に関する規程等に従って業務が進められていることを確認した。同年8月には常勤監査委員は、視聴者コールセンターを視察し、その業務の実態について確認した。

(5) 技術・地上デジタル化への対応

平成23年7月の地上テレビ放送の完全デジタル化に向けて、20年度、441局のデジタル中継局を開設し、1,984か所のNHK共聴施設にデジタル導入を実施した。

監査委員会は、送信・受信業務の進捗状況について説明を求め、デジタル中継局整備及びNHK共聴施設のデジタル導入等がおおむね計画通り進められていることを確認した。

また、常勤監査委員は、20年10月に、福岡放送局では福岡タワーテレビ放送所、大分放送局では十文字原テレビ放送所の各施設を視察し、地域における地上デジタル放送の設備整備状況や普及状況等の説明を受け、地域における地上デジタル化に向けた取り組みを確認した。

(6) 要員体制

監査委員会は、平成18年度から20年度の要員計画（3か年1200名の要員効率化）の実施状況について、人事総務局長等に説明を求め、計画に基づき実施されていることを確認した。あわせて、要員効率化の実施によって生じる課題を検証する必要性も認識した。

また、リスクマネジメント委員会に提出された外部パワー活用の適正化の取り組みについて、運用ルールの明確化等の適正化施策の進捗状況を確認した。

(7) 財政の状況

監査委員会は、財政の状況について、随時、経理局から説明を受け、その状況を継続的に確認した。

四半期業務報告には、予算・事業計画の執行状況（事業収支）を、20年度の重点項目を視点に主たる項目ごとに記載している。四半期業務報告及び決算報告の査閲により、予算・事業計画（事業収支）の執行の推移の状況を確認した。

(8) 子会社に関する調査等

子会社は協会の業務を補完・支援することを基本に、協会の業務の効率的推進、協会の資産・ノウハウの社会還元、これらを通じた協会財政への寄与を目的として事業活動を行うことになっている。

監査委員会は、関連事業担当理事や総合企画室〔関連事業〕局長から、子会社の指導・監督の内容や、子会社の監査や調査の計画の説明を受けた。この中で、外部監査法人が、協会の子会社の業務範囲や協会の指導・監督等の基本事項を定めている関連団体運営基準に準拠して、子会社が業務を行なっているかの調査を行うことの説明を受けた。また内部監査室が子会社4社に委託業務等に関する調査を行うことの説明を受けた。

監査委員会は、下記の5社について、外部監査法人が実施した関連団体運営基準の準拠性や内部統制の整備状況等の調査を視察し、その調査状況を確認するとともに、子会社の役員から業務の内容や実施状況等の説明を受けた。

- ・ (株)NHK情報ネットワーク (現(株)NHKグローバルメディアサービス)
- ・ (株)NHKエンタープライズ
- ・ (株)NHKメディアテクノロジー
- ・ (株)NHKアイテック
- ・ (株)NHKアート

また、監査委員会は、内部監査室が実施した下記の4社に対する委託業務等に関する調査結果を徴収し、下請法に基づいた手続きに従っ

て業務が実施されていること等を確認した。

- ・(株)NHK情報ネットワーク（現(株)NHKグローバルメディアサービス）
- ・(株)NHKエンタープライズ
- ・(株)NHKエデュケーショナル
- ・(株)NHKメディアテクノロジー

I-2-3. 重要な会議への出席・議事録の閲覧

各監査委員は、原則として月2回開かれる経営委員会に出席し、経営委員の職務執行、審議状況の適法性を確認した。監査委員会では、その議事録を閲覧し、適正な手続きがとられていることを確認した。

また、監査委員会は、原則として月に1回会長から、協会の業務運営とその職務執行について説明を受け、意見を交換した。

さらに、常勤監査委員は、原則として毎週開かれる理事会及び役員会に出席し、執行部の職務執行、審議状況を確認した（ただし、常勤監査委員が不在となった平成20年12月下旬から21年3月末までの間に開催された理事会・役員会計15回のうち非常勤監査委員は4回出席した）。監査委員会では、その議事録を閲覧し、適正な手続きがとられていることを確認した。

加えて、常勤監査委員は、原則として月に1回開催される会長を委員長として全理事を委員とするリスクマネジメント委員会に出席し、審議状況を確認した。

I - 2 - 4 . 随意契約の調査

監査委員会は、随意契約の調査として、平成20年4月に経理局より、随意契約見直し計画とその取り組み状況について説明を受け、競争化の推進状況の現状を確認した。

また、内部監査室が、「平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況」のリストに基づき、20年度中に随意契約から競争契約へ移行する予定の取引について、経理局と地域放送局についてその実施状況について監査を行い、監査委員会は、その監査結果を徴収し、競争契約が増えていることを確認した。

I - 2 - 5 . 個別調査

監査委員会は、特に調査が必要と判断した以下の個別調査を行った。

(1) 退職給付会計について

退職給付会計の債務算出の割引率を平成19年度から金利低下を織り込んで見直したが、この見直しに至るまで、会計的な処理・手続きに問題がなかったかどうかを監査委員会として20年6月下旬から7月上旬にかけて調査した。結果として、15年度の退職給付会計導入以降の会計的な処理・手続きに特に問題はないとする調査結果をまとめ、経営委員会に報告した。

(2) 経営委員会での理事の発言について

平成20年8月19日開催の経営委員会で、人事担当理事が過去に不祥事で処分を受けた元職員3名が、協会の関連団体に再就職ないし協会と委嘱契約を締結したことを認識していたにも関わらず、認識していないと受け取れる発言をしたとして、監査委員会が事実関係を調

査した。経営委員会の出席者からその発言内容について調査を行なった結果として、同年10月7日の経営委員会に「理事の発言は結果的に出席者に誤解を与えるものであったが、虚偽の答弁と認定することは困難。経営委員会の出席者は質問者と回答者の間で誤解が生じている事態を察知した場合は補足・修正すべき」との報告を行なった。

(3) ラジオ落語番組音源の無許可使用について

放送上の著作権をめぐる、ラジオ第1放送の「ラジオ名人寄席」で音源の一部に他社の放送を収録した無許可のものが含まれていた問題が表面化し、平成20年12月に協会は調査結果を発表した。この問題について監査委員会は、出演者の提出した音源リストに虚偽のものが含まれていたことを番組制作の委託先がチェックしきれなかったこと、番組制作を委託している協会に監督責任が全く無いとはいえないこと等、無許可使用に至った経緯や担当者の責任について調査を行ない、協会の調査結果を了承した。

(4) 年金委員会について

平成21年2月9日の監査委員会で、協会の年金運用に関して適正な手続きのもとに運用方法が決定されているかどうかを調査すべきだとの意見が出された。このため、同年3月10日の監査委員会に人事総務局長の出席を求めるとともに、過去の年金運用に関する委員会資料等の提出を求めて調査を行なった。

その結果、協会と日本放送労働組合双方の代表で構成する年金委員会は規程で「審議する」となっているにも関わらず、年金委員が集まって審議したのは発足当初の4回だけで、この40年間にわたっては、

持ち回りの会議で意思決定されていたことが判明した。

監査委員会は同年4月28日の経営委員会で、「年金の運用は意見を交換して、労使が納得の上で最高の意思決定をすることが規程の趣旨。委員が一堂に会して合議すれば、持ち回りによる書面決議とは異なる決議がなされた可能性も否めない」として、運営を改善すべきと提言した。これに対し執行部は、今後は持ち回りの慣行を改め、実際に会議を開く方針を表明した。

(5) 危機管理事案の報告体制について

平成21年2月22日に発生した福岡放送局放火未遂事件について、会長への連絡が遅れたことが同年2月24日開催の経営委員会で明らかにされた。監査委員会は、その連絡遅延の原因等について調査し、その上で危機管理事案が発生したときの連絡方法の問題点と改善方法について執行部に報告を求め、説明を了承した。

II 監査の結果

監査委員会は上記の監査の方針、方法及びその内容に基づき、次のとおり意見を示す。

1. 事業の実施報告を記した業務報告書は、協会の状況との間に重大な齟齬は認められない。
2. 役員職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められない。
3. 放送法第14条第1項第1号ハに基づく経営委員会の内部統制に関する決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制は、

相当であると認める。

Ⅲ 付記事項

監査の結果に影響するものではないが、健全な事業運営の徹底のために、以下の事項を付記する。

(1) 内部統制の整備について

放送法第14条第1項第1号ハによる経営委員会の議決に基づき、内部統制は適正に構築されているところであるが、内部統制はその実効性を高めていく視点から、常時、改善に努めるべきものである。

内部統制の整備として、執行部において平成19年度から実施している業務の「見える化」作業は21年度中にひとわり完了する予定である。今後、「見える化」した業務の運用評価も踏まえながら、いわゆる全社統制、業務プロセス統制、IT統制、モニタリング全般にわたって、NHKの組織風土改革につながるより実効性の高い内部統制の整備に向けて、改めて検証することが必要である。

(2) 協会と子会社の関係の明確化について

経営計画等に基づいて、要員の効率化、子会社の再編統合、子会社との随意契約の見直し等を行っているところである。

今後は、協会と子会社の関係を明確化し、これまでの施策の実行により生じた課題を検証しつつ、グループ経営の視点に立った総合的な施策を講じる必要がある。

以上